



As-me ESTELLE

第59回 定時株主総会

招集ご通知

日 時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時

場 所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木 コンファレンスセンター

【本年より会場が変更になっております】

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

証券コード 7872

平成29年6月13日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

As-me エステール株式会社

代表取締役社長 丸 山 雅 史

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木 コンファレンスセンター

（本年より会場が変更となっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第59期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（アドレス <http://www.as-estelle.co.jp>）

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国経済の減速、欧州や米国での不透明な政治状況の現出などが国をとりまく状況において不透明感を増しましたが、日銀の金融緩和による下支えなどにより緩やかな改善が見られ、企業業績では、期央の円高などによる減速があったものの、概ね、堅調に推移しました。一方、個人消費は、雇用環境は堅調に推移しているものの、景気先行きに対する警戒感などから低調に推移しました。

宝飾品業界においても、消費動向が弱含みで推移する中、業界内の競争も激しく、また、従業員の採用環境がタイト化するなど、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい環境にありました。

当社グループの当連結会計年度における店舗展開としては、当社では23店舗を出店、32店舗を閉鎖し、期末店舗数は357店舗となり、メガネ小売のキンバレー株式会社では5店舗を出店、4店舗を閉鎖し、50店舗となりました。アクセサリ販売を営む株式会社BLOOMでは8店舗を出店、19店舗を閉鎖し、期末店舗数は84店舗となりました。尚、BLOOMの店舗数には、消化仕入契約に基づく百貨店等への出店を含んでおります。

当連結会計年度の業績は、売上高は、店舗数の減少などにより、325億79百万円（前期比4.2%減）となりました。営業利益は、販売促進活動の効率化や不採算店の圧縮などによる販売費の減少により、13億60百万円（同18.7%増）となり、経常利益は、支払利息の減少などにより、12億92百万円（同23.4%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、4億36百万円（同165.4%増）となりました。

セグメント別の販売実績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

|       | 平成28年3月期<br>自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日 |           | 平成29年3月期<br>自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日 |           | 前連結会計年度比 |                |
|-------|-----------------------------------------|-----------|-----------------------------------------|-----------|----------|----------------|
|       | 金 額                                     | 比 率 ( % ) | 金 額                                     | 比 率 ( % ) | 金 額      | 増 減 率<br>( % ) |
| 宝 飾 品 | 32,149                                  | 94.6      | 30,653                                  | 94.1      | △1,496   | △4.7           |
| 眼 鏡   | 1,850                                   | 5.4       | 1,926                                   | 5.9       | 75       | 4.1            |
| 合 計   | 34,000                                  | 100.0     | 32,579                                  | 100.0     | △1,420   | △4.2           |

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、新規出店36店舗（当社23店舗、株式会社BLOOM8店舗及びキンバレー株式会社5店舗）の出店費用及び既存店の改装費用等で総額9億11百万円であります。その資金は主に自己資金及び借入金で充ちいたしました。

③ 資金調達状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                               | 第56期<br>平成26年3月期 | 第57期<br>平成27年3月期 | 第58期<br>平成28年3月期 | 第59期<br>(当連結会計年度)<br>平成29年3月期 |
|-----------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                             | 34,421           | 33,778           | 34,000           | 32,579                        |
| 経 常 利 益                           | 2,637            | 1,059            | 1,047            | 1,292                         |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 益<br>当 期 純 利 益 | 1,661            | 722              | 164              | 436                           |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益                | 148.91円          | 64.74円           | 14.75円           | 39.14円                        |
| 総 資 産                             | 33,589           | 33,454           | 33,538           | 32,992                        |
| 純 資 産                             | 13,058           | 13,245           | 13,034           | 13,270                        |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額                  | 1,170.54円        | 1,187.32円        | 1,168.35円        | 1,189.55円                     |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金            | 出資比率    | 主要な事業内容     |
|--------------------|----------------|---------|-------------|
| エステールベトナムCO.,LTD.  | 千USドル<br>1,310 | 100.00% | 宝飾品の製造販売    |
| キンバレー株式会社          | 百万円<br>10      | 100.00  | 眼鏡小売        |
| 谷口ジュエル株式会社         | 百万円<br>10      | 100.00  | 宝飾品の卸売      |
| サイゴンパールLTD.        | 千USドル<br>2,500 | 100.00  | 真珠養殖        |
| サイゴンオプティカルCO.,LTD. | 千USドル<br>500   | 100.00  | 眼鏡フレーム製造    |
| 株式会社BLOOM          | 百万円<br>10      | 100.00  | アクセサリーの企画販売 |

- ③ 重要な関連会社の状況  
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、製造から販売までの一貫体制を敷いていることが最大の特徴であります。その特徴を最大限に活かし、高品質で信頼性の高い商品をお客様に提供するために、グループ内全ての部門において、人・物・金・時間等の経営資源の無駄を省くための改善策を実施することにより、業務のスピード化と効率化を推進することに注力いたしております。また、株主を含む全ての利害関係者に対しては、あらゆる局面において、企業価値の最大化を念頭に置いた意思決定を心がけ、また、社員にとってはその処遇において、成果が報われる会社作りに注力することにより、当社グループとして社会的責任を果たしていくことを経営の基本方針としております。

グループとして、宝飾品の製造から販売までを営む当社は、経営の基本方針を徹底することにより売上高のみならず、売上総利益、営業利益向上にも意を用いることにより、企業価値を高め、ROEの向上に繋げることに努めてまいります。

中長期に対処する課題としましては、まず、当社グループの最大の特徴である「製造から販売までの一貫体制」をさらに充実させることであります。グループ内全ての部門において、無駄、無理、ムラを排除することにより、それぞれの部署における能力を強化し、コスト競争力や商品開発力を高め、その結果として品質の向上とコストの削減を追求し、顧客満足度を高めてまいります。

今一つの課題は、販売力の強化であり、これについては「地域に密着した店作り」を基本としており、その目的に即した採用や教育を実施してまいります。また販売力強化のもう一つの柱である店舗展開については、各商圈の変化や店舗採算等を検証しつつリニューアルも含め、さらにスクラップアンドビルドを強化してまいります。

また、商品戦略の骨格としては「ブランド戦略」を推進しておりますが、お客様のニーズを的確に捉えるとともに、グループ各社の特長を最大限に活かし、幅広い層のお客様に末永くご愛顧いただけるように営業基盤を広げてまいります。

このように当社各部門の全ての力をお客様に満足していただける商品を提供することに集中し、当社グループ全体の業容の拡大に取り組んでゆく所存でございます。

(5) **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は宝飾品・アクセサリや眼鏡等の製造・販売及び真珠の養殖であり、販売につきましては直営店舗方式による店舗運営を行っており、あわせて宝飾品の卸売及び通信販売会社等への販売を行っております。

(6) **主要な営業所及び工場**（平成29年3月31日現在）

| 会 社 名                         | 所 在 地 等                                             |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 当 社                           | 本 社：東京都港区<br>支 店：山梨県甲府市、名古屋市中区、大阪市中央区、福岡市博多区、仙台市青葉区 |
| (連結子会社)<br>エステールベトナムCO.,LTD.  | 本 社：NgoYen,AnHong,AnDuong,HaiPhong,<br>VietNam      |
| (連結子会社)<br>キンバレー株式会社          | 本 社：東京都港区                                           |
| (連結子会社)<br>谷口ジュエル株式会社         | 本 社：東京都港区                                           |
| (連結子会社)<br>サイゴンパールLTD.        | 本 社：VanNinh District,KhanhHoa Province,<br>VietNam  |
| (連結子会社)<br>サイゴンオプティカルCO.,LTD. | 本 社：Industrial Zone,Phuyen Province,VietNam         |
| (連結子会社)<br>株式会社B L O O M      | 本 社：東京都港区                                           |

## (7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数  |        | 前連結会計年度末比増減  |
|------|-------|--------|--------------|
| 宝飾品  | 2,593 | (610)名 | 67名減 (104名減) |
| 眼鏡   | 267   | (234)  | 30名増 (7名増)   |
| 合計   | 2,860 | (844)  | 37名減 (97名減)  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数          | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|-----------|-------|--------|
| 1,644 (410) 名 | 45名減      | 38.6歳 | 9.1年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

| 借入先       | 借入額      |
|-----------|----------|
| みずほ銀行     | 2,117百万円 |
| 三菱東京UFJ銀行 | 1,937    |
| 商工組合中央金庫  | 1,903    |
| 東日本銀行     | 1,059    |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 11,459,223株 |
| ③ 株主数        | 4,014名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                  | 所有株式数（株）  | 持株比率（％） |
|----------------------|-----------|---------|
| 丸山 朝                 | 2,661,900 | 23.86   |
| 株式会社桑山               | 463,750   | 4.16    |
| 丸山 雅史                | 316,000   | 2.83    |
| 丸山 範子                | 311,800   | 2.79    |
| 小島 康誉                | 274,900   | 2.46    |
| DBS BANK LTD. 700104 | 273,200   | 2.45    |
| A s -m e エステール取引先持株会 | 260,950   | 2.34    |
| 株式会社雅コーポレーション        | 250,000   | 2.24    |
| 小島 聡子                | 238,750   | 2.14    |
| 有限会社英                | 229,950   | 2.06    |

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が303,158株あります。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



## (3) 会社役員の様況

## ① 取締役及び監査役の様況 (平成29年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の様況                                         |
|----------|------|------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 丸山朝  | 谷口ジュエル株式会社代表取締役社長                                    |
| 代表取締役社長  | 丸山雅史 | 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社外取締役                         |
| 専務取締役    | 平野和良 | 株式会社BLOOM代表取締役社長<br>サイゴンオプティカルCO.,LTD.社長             |
| 取締役      | 佐野司郎 | 社長室長                                                 |
| 取締役      | 森元隆  | 経営企画本部長                                              |
| 取締役      | 小野隆  | 営業本部長                                                |
| 取締役      | 青井久和 | 商品本部長<br>エステールベトナムCO.,LTD.社長<br>エステールカンボジアCO.,LTD.社長 |
| 取締役      | 羽生達夫 | 管理本部長                                                |
| 取締役      | 齋藤理英 | 齋藤綜合法律事務所代表 弁護士<br>株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社外取締役      |
| 取締役      | 白川篤典 | 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション代表取締役社長                       |
| 常勤監査役    | 高塚明  |                                                      |
| 監査役      | 鈴木惟雄 |                                                      |
| 監査役      | 二宮哲男 |                                                      |

- (注) 1. 取締役齋藤理英及び白川篤典の2氏は、社外取締役であります。  
2. 当社は、取締役齋藤理英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。  
3. 監査役鈴木惟雄及び同二宮哲男の2氏は、社外監査役であります。  
4. 監査役鈴木惟雄及び同二宮哲男の2氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する知見を有しております。  
・監査役鈴木惟雄氏は、過去伊藤忠メタルズ株式会社取締役、同社常勤監査役、あずみ株式会社常勤監査役として財務・会計部門を管理監督・監査する立場にあり相当程度の知見を有しております。  
・監査役二宮哲男氏は、過去アイフル株式会社取締役、学校法人原宿学園理事長として長年経営に参画し、財務・会計部門に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

イ. 就任

該当事項はありません。

ロ. 退任

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役齋藤理英、同白川篤典並びに監査役高塚 明、社外監査役鈴木惟雄、同二宮哲男の5氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令の定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額                  |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(2) | 216,782千円<br>(6,324千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2)  | 13,490千円<br>(4,640千円)  |
| 合 計                | 13名        | 230,272千円              |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第48回定時株主総会において月額3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第48回定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。

4. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額24,624千円（取締役10名に対し23,554千円（うち社外取締役2名に対し384千円）、監査役3名に対し1,070千円（うち社外監査役2名に対し320千円））が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役齋藤理英氏は、齋藤綜合法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間に取引関係はありません。
- ・取締役白川篤典氏は、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの代表取締役社長であります。当社は同社との間に取引関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外取締役等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役齋藤理英氏は、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの社外取締役であります。当社は同社との間に取引関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分       | 活動状況                                                                                 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 齋藤理英 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地からの意見を述べるなど、妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。      |
| 取締役 白川篤典 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、経営等に係わる経験と見識に基づいて、助言・提案を行っております。                           |
| 監査役 鈴木惟雄 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。過去の監査役としての経験、見識に基づいて、助言・提案を行っております。 |
| 監査役 二宮哲男 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経営等に係わる経験と見識に基づいて、助言・提案を行っております。    |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 爽監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 36百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、エステールベトナムCO.,LTD.、サイゴンパールLTD.及びサイゴンオプティカルCO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人爽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、36百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### 【業務の適正を確保するための体制】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役は、法令に定められた「取締役の忠実義務」「取締役の善管注意義務」に則って職務を執行し、取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、取締役から適宜状況報告を受けます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、職務遂行に係る議事録、稟議決裁書その他の記録を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存しかつ管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程に従い、各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項や重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行うとともに、業務執行取締役が各担当業務の職務執行状況について報告し、同一認識のもと職務を執行します。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、人事総務部内にコンプライアンス担当を設けております。コンプライアンス委員会はコンプライアンスに関する重要事項の審議、承認を行います。人事総務部コンプライアンス担当は、各部室に置かれたコンプライアンス担当者と協力し、コンプライアンスを啓蒙、推進します。

- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告、及び業務執行の効率性に関する体制
    - ・ 当社の子会社の取締役が子会社の取締役を兼任し、子会社の業務執行状況を把握するとともに、当社のグループ経営方針等との認識を共有します。
  - ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・ 各子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、リスク管理規程に従い、子会社のリスクに関する情報を当社で管理します。
  - ハ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ・ グループコンプライアンスポリシーに基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- ⑦ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
- 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制評価委員会を設置し、財務報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築します。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人として、監査役会にて選任、指名された常勤の使用人は、監査役会の指示に従い、その職務を行います。
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性・指示の実効性に関する事項
- 前号の監査役会から指名された使用人の、取締役会からの独立性を確保するため当該使用人の任命、異動等の人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることとします。また、当該使用人は、監査役会の職務補助に当たっては監査役の指揮命令を受け、取締役等の指揮命令を受けないものとします。
- ⑩ 当社グループの取締役及び使用人が、当社の監査役に報告するための体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告することとします。

- ⑪ 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループの役職員が当該報告を行ったことを理由として、当該社員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止し、また当該社員の職場環境が悪化することのないように適切な処置を講じます。
- ⑫ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役はその職務の執行上必要と認める費用等については、当社にその前払又は償還を請求できるものとします。
- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努めます。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制  
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、経済的な利益を与えず、また違法・不当な要求を排除します。  
人事総務部を対応部署とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携をとり対応します。

#### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

取締役会の職務執行に関しては、定例取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する条事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行うとともにコンプライアンス、リスク管理への対応を検討しました。

コンプライアンスに関しては、コンプライアンス委員会を半期毎に開催し、コンプライアンス関連情報の報告・分析、内部通報窓口の運用状況を検討し、必要に応じ研修等の対応を実施いたしました。また、内部監査部門は、当社及び当社グループ会社を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、監査報告会において定期的に報告を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価に関しては、連結ベースの財務報告全般に重要な影響を及ぼす内部統制の評価を行った上で、重要な事業拠点の業務プロセスの評価を実施し、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

監査役の監査体制につきましては、月1回定例監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の施行状況報告を行うとともに、常勤監査役は当社内の重要な会議に出席し、監査役会等を通じて社外監査役との情報共有を行いました。

監査役は内部監査部門と監査計画の策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時行うとともに、主要な事業所などについて実地監査を行いました。

- (6) 会社の支配に関する基本方針  
特記すべき事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                          | 金 額           |
|------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |               | <b>負 債 の 部</b>               |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>24,526</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>10,916</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 7,895         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 4,449         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 2,402         | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金    | 3,476         |
| 商 品 及 び 製 品            | 9,746         | 未 払 金                        | 1,031         |
| 仕 掛 品                  | 1,738         | 未 払 法 人 税 等                  | 488           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 2,263         | 賞 与 引 当 金                    | 397           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 207           | そ の 他                        | 1,072         |
| そ の 他                  | 271           | <b>固 定 負 債</b>               | <b>8,805</b>  |
| 貸 倒 引 当 金              | △0            | 長 期 借 入 金                    | 6,463         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>8,466</b>  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 1,710         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,434</b>  | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 560           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 3,784         | 資 産 除 去 債 務                  | 61            |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △2,174        | そ の 他                        | 9             |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 3,122         | <b>負 債 合 計</b>               | <b>19,721</b> |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △2,420        | <b>純 資 産 の 部</b>             |               |
| 土 地                    | 36            | <b>株 主 資 本</b>               | <b>13,265</b> |
| リ ー ス 資 産              | 108           | 資 本 金                        | 1,571         |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △108          | 資 本 剰 余 金                    | 3,384         |
| そ の 他                  | 286           | 利 益 剰 余 金                    | 8,456         |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △201          | 自 己 株 式                      | △146          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>206</b>    | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>4</b>      |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>5,825</b>  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 48            |
| 投 資 有 価 証 券            | 290           | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | △52           |
| 関 係 会 社 株 式            | 26            | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 9             |
| 繰 延 税 金 資 産            | 531           | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>13,270</b> |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 3,485         | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>     | <b>32,992</b> |
| 貸 貸 土 地                | 53            |                              |               |
| そ の 他                  | 1,438         |                              |               |
| 貸 倒 引 当 金              | △1            |                              |               |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>32,992</b> |                              |               |



# 連結損益計算書

(自 平成28年 4月1日  
至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 32,579 |
| 売上原価            | 12,303 |
| 売上総利益           | 20,276 |
| 販売費及び一般管理費      | 18,915 |
| 営業利益            | 1,360  |
| 営業外収益           |        |
| 受取利息・配当金        | 7      |
| 不動産賃貸料          | 4      |
| 受取手の手数料他        | 38     |
| その他             | 27     |
| 営業外費用           |        |
| 支払利息            | 74     |
| 為替差損            | 43     |
| その他             | 26     |
| 経常利益            | 1,292  |
| 特別利益            |        |
| 投資有価証券売却益       | 13     |
| 受取補償金           | 35     |
| 特別損失            |        |
| 固定資産除売却損        | 4      |
| 減損損失            | 205    |
| 店舗閉鎖損           | 16     |
| その他             | 0      |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,116  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 684    |
| 法人税等調整額         | △4     |
| 当期純利益           | 436    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 436    |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成28年 4月 1日）  
（至 平成29年 3月 31日）

(単位：百万円)

|                                | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                    | 1,571   | 3,384     | 8,287     | △146    | 13,096      |
| 当連結会計年度変動額                     |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                         |         |           | △267      |         | △267        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益            |         |           | 436       |         | 436         |
| 自己株式の取得                        |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計                   | -       | -         | 168       | △0      | 168         |
| 当連結会計年度末残高                     | 1,571   | 3,384     | 8,456     | △146    | 13,265      |

|                                | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |              |               | 純資産合計  |
|--------------------------------|-----------------------|----------|--------------|---------------|--------|
|                                | その他有価証券評価差額金          | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |        |
| 当連結会計年度期首残高                    | 37                    | △48      | △52          | △62           | 13,034 |
| 当連結会計年度変動額                     |                       |          |              |               |        |
| 剰余金の配当                         |                       |          |              |               | △267   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益            |                       |          |              |               | 436    |
| 自己株式の取得                        |                       |          |              |               | △0     |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 11                    | △4       | 61           | 67            | 67     |
| 当連結会計年度変動額合計                   | 11                    | △4       | 61           | 67            | 236    |
| 当連結会計年度末残高                     | 48                    | △52      | 9            | 4             | 13,270 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称 エステールベトナムCO.,LTD.  
キンバレー株式会社  
谷口ジュエル株式会社  
サイゴンパールLTD.  
サイゴンオプティカルCO.,LTD.  
株式会社B L O O M

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 愛思徳（杭州）珠宝有限公司。  
エステールカンボジアCO.,LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社等の名称 愛思徳（杭州）珠宝有限公司  
エステールカンボジアCO.,LTD.  
ZODIAC JRD MKJ LTD.
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちエステールベトナムCO.,LTD.、サイゴンパールLTD.及びサイゴンオプティカルCO.,LTD.の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社の株式会社B L O O Mは決算日を2月28日から3月31日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、平成28年3月1日から平成29年3月31日までの13か月間を連結しております。

なお、この変更による当連結会計年度に与える影響は軽微であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(その他有価証券)

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

・商品及び製品・仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物及び構築物のうち、建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）で償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

ニ. 長期前払費用

定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員（年俸制移行者は除く）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法  
為替予約が付されている外貨建債権債務については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップは、特例処理を行っております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ  
ヘッジ対象…外貨建債権債務、借入金利息
- ハ. ヘッジ方針  
為替予約は、外貨建債権債務に係る為替リスクを回避する目的で、実需の必要範囲内で行っております。金利スワップは、長期借入金にかかる金利変動リスクを、回避する目的で行っております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法  
為替予約については、ヘッジ対象との期日、金額などの同一性を確認することで、有効性を確認しております。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定は省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の処理方法  
税抜方式により処理しております。

(5) 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度に与える影響は軽微であります。

(6) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 11,459,223株   | 一株           | 一株           | 11,459,223株  |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 303,133株      | 25株          | 一株           | 303,158株     |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年6月29日開催の第58回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 267,746千円
- ・1株当たり配当額 24円00銭
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成29年6月29日開催の第59回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 267,745千円
- ・1株当たり配当額 24円00銭
- ・基準日 平成29年3月31日
- ・効力発生日 平成29年6月30日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の長期資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に純投資目的及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に設備投資等の長期資金計画に基づき資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。長期借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項、(4) 会計方針に関する事項、⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により金利の固定化を図っております。なお、デリバティブ取引に関する方針については「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項、(4) 会計方針に関する事項、⑥ 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権について、各部門において責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社においても同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しております。

###### ロ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限規程に従い、稟議による承認決裁を経て実施しております。また、経理部門が残高を管理し、財務管掌役員に報告しております。

###### ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

|                   | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-------------------|---------------------|----------|-------------|
| (1) 現金及び預金        | 7,895               | 7,895    | －           |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 2,402               | 2,402    | －           |
| (3) 投資有価証券        | 232                 | 232      | －           |
| (4) 関係会社株式        | 26                  | 70       | 43          |
| (5) 敷金及び保証金       | 126                 | 126      | △0          |
| 資産計               | 10,683              | 10,727   | 43          |
| (1) 支払手形及び買掛金     | 4,449               | 4,449    | －           |
| (2) 1年内返済予定の長期借入金 | 3,476               | 3,514    | 37          |
| (3) 未払金           | 1,031               | 1,031    | －           |
| (4) 未払法人税等        | 488                 | 488      | －           |
| (5) 長期借入金         | 6,463               | 6,450    | △13         |
| 負債計               | 15,909              | 15,933   | 24          |

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。
- (4) 関係会社株式  
これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。
- (5) 敷金及び保証金  
これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。



## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金  
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップは特例処理によっており、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## デリバティブ取引

- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
- 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(3) 投資有価証券」及び「(5) 敷金及び保証金」には含めておりません。
- 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。なお、非上場株式の貸借対照表計上額は、投資有価証券58百万円であります。
- 賃借物件において預託している敷金及び保証金の一部については、退去による返還までの期間を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,189円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 39円14銭    |

## 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |               | <b>負 債 の 部</b>           |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>24,307</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>10,461</b> |
| 現金及び預金                 | 7,555         | 支払手形                     | 3,067         |
| 売掛金                    | 2,684         | 買掛金                      | 1,149         |
| 商品及び製品                 | 8,640         | 1年内返済予定の長期借入金            | 3,466         |
| 仕掛品                    | 145           | 未払金                      | 825           |
| 原材料及び貯蔵品               | 2,773         | 未払費用                     | 4             |
| 前払費用                   | 860           | 未払法人税等                   | 413           |
| 繰延税金資産                 | 36            | 預り金                      | 489           |
| 関係会社短期貸付金              | 193           | 賞与引当金                    | 397           |
| その他の貸倒引当金              | 940           | その他の                     | 647           |
|                        | 480           |                          |               |
|                        | △1            |                          |               |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>7,806</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>9,190</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,757</b>  | 長期借入金                    | 6,448         |
| 建物                     | 3,057         | 退職給付引当金                  | 1,716         |
| 減価償却累計額                | △1,813        | 役員退職慰労引当金                | 560           |
| 工具、器具及び備品              | 2,547         | 関係会社事業損失引当金              | 402           |
| 減価償却累計額                | △2,072        | 資産除去債務                   | 53            |
| 土地                     |               | その他の                     | 9             |
| リース資産                  | 104           |                          |               |
| 減価償却累計額                | △104          |                          |               |
| その他の                   | 7             |                          |               |
| 減価償却累計額                | △7            |                          |               |
| 建設仮勘定                  |               |                          |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>202</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| ソフトウェア                 | 131           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>12,413</b> |
| ソフトウェア仮勘定              | 24            | 資本金                      | 1,571         |
| 電話加入権                  | 46            | 資本剰余金                    | 3,384         |
| その他の                   | 0             | 資本準備金                    | 1,493         |
|                        |               | その他資本剰余金                 | 1,890         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>5,846</b>  | 利益剰余金                    | 7,604         |
| 投資有価証券                 | 290           | 利益準備金                    | 129           |
| 関係会社株                  | 256           | その他利益剰余金                 | 7,475         |
| 関係会社出資                 | 387           | 買換資産圧縮積立金                | 2             |
| 長期前払費用                 | 82            | 別途積立金                    | 700           |
| 繰延税金資産                 | 530           | 繰越利益剰余金                  | 6,772         |
| 敷金及び保証金                | 3,192         | 自己株式                     | △146          |
| 保険積立                   | 1,047         | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>48</b>     |
| 貸付                     | 53            | その他有価証券評価差額金             | 48            |
| その他の                   | 7             |                          |               |
| 貸倒引当金                  | △1            |                          |               |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>12,462</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>32,114</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>32,114</b> |

# 損益計算書

(自 平成28年 4月1日  
至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額 | 金 額    |
|-----------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                       |     | 27,685 |
| 売 上 原 価                     |     | 11,234 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |     | 16,450 |
| 営 業 外 収 益                   |     | 14,966 |
| 営 業 外 収 益                   |     | 1,484  |
| 受 取 利 息                     | 17  |        |
| 受 取 配 当 金                   | 7   |        |
| 不 動 産 賃 貸 料                 | 11  |        |
| 受 取 手 数 料                   | 38  |        |
| そ の 他                       | 34  | 108    |
| 営 業 外 費 用                   |     |        |
| 支 払 利 息                     | 74  |        |
| そ の 他                       | 13  | 87     |
| 特 別 常 利 益                   |     | 1,504  |
| 特 別 利 益                     |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 13  |        |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 3   |        |
| 受 取 補 償                     | 35  | 52     |
| 特 別 損 失                     |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 4   |        |
| 減 損                         | 141 |        |
| 店 舗 閉 鎖 損                   | 12  |        |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 169 |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           | 784 |        |
| そ の 他                       | 0   | 1,113  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             |     | 444    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 591 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 16  | 607    |
| 当 期 純 損 失 (△)               |     | △163   |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

|                                               | 株 主 資 本 |           |                |                  |                      |           |                  |       |              |
|-----------------------------------------------|---------|-----------|----------------|------------------|----------------------|-----------|------------------|-------|--------------|
|                                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |                  | 利 益 剰 余 金            |           |                  |       |              |
|                                               |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利益準備金                | その他利益剰余金  |                  |       | 利益剰余金<br>合 計 |
|                                               |         |           |                |                  | 買 換 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |       |              |
| 当 期 首 残 高                                     | 1,571   | 1,493     | 1,890          | 3,384            | 129                  | 2         | 700              | 7,203 | 8,035        |
| 当 期 変 動 額                                     |         |           |                |                  |                      |           |                  |       |              |
| 買 換 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩 し                  |         |           |                |                  |                      | △0        |                  | 0     | -            |
| 剰 余 金 の 配 当                                   |         |           |                |                  |                      |           |                  | △267  | △267         |
| 当 期 純 損 失 (△)                                 |         |           |                |                  |                      |           |                  | △163  | △163         |
| 自 己 株 式 の 取 得                                 |         |           |                |                  |                      |           |                  |       |              |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>株 項 目 の 当 期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |                |                  |                      |           |                  |       |              |
| 当 期 変 動 額 合 計                                 | -       | -         | -              | -                | -                    | △0        | -                | △430  | △430         |
| 当 期 末 残 高                                     | 1,571   | 1,493     | 1,890          | 3,384            | 129                  | 2         | 700              | 6,772 | 7,604        |

|                                               | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------------------------|---------|-------------|--------------------------|-----------|
|                                               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 |           |
| 当 期 首 残 高                                     | △146    | 12,844      | 37                       | 12,881    |
| 当 期 変 動 額                                     |         |             |                          |           |
| 買 換 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩 し                  |         | -           |                          | -         |
| 剰 余 金 の 配 当                                   |         | △267        |                          | △267      |
| 当 期 純 損 失 (△)                                 |         | △163        |                          | △163      |
| 自 己 株 式 の 取 得                                 | △0      | △0          |                          | △0        |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>株 項 目 の 当 期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |             | 11                       | 11        |
| 当 期 変 動 額 合 計                                 | △0      | △430        | 11                       | △419      |
| 当 期 末 残 高                                     | △146    | 12,413      | 48                       | 12,462    |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 子会社及び関連会社株式</p> <p>② その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時価のあるもの</li> <li>・時価のないもの</li> </ul> <p>③ デリバティブ</p> <p>④ たな卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品及び製品・仕掛品</li> <li>・原材料</li> <li>・貯蔵品</li> </ul> | <p>移動平均法による原価法</p> <p>事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>時価法</p> <p>個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）</p> <p>移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）</p> <p>最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）</p>                                                                                                                                                |
| <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産<br/>（リース資産を除く）</p> <p>② 無形固定資産<br/>（リース資産を除く）</p> <p>③ リース資産</p> <p>④ 長期前払費用</p>                                                                                                                                                 | <p>定率法</p> <p>ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物のうち、建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。</p> <p>なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>定額法</p> <p>ただし、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）で償却しております。</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>定額法</p>                                                                                                                                                                      |
| <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>③ 退職給付引当金</p> <p>④ 役員退職慰労引当金</p> <p>⑤ 関係会社事業損失引当金</p>                                                                                                                                                           | <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>従業員（年俸制移行者は除く）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定年数（3年）による定額法により、発生年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の事業の状況等を勘案して必要額を計上しております。</p> |

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建債権債務については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップは、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ  
ヘッジ対象…外貨建債権債務、借入金利息

③ ヘッジ方針

為替予約は、外貨建債権債務に係る為替リスクを回避する目的で、実需の必要範囲内で行っております。金利スワップは、長期借入金にかかる金利変動リスクを、回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象との期日、金額などの同一性を確認することで、有効性を確認しております。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式により処理しております。

(6) 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度に与える影響は軽微であります。

(7) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 2,711百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 38       |
| ③ 長期金銭債務 | 4        |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                |        |
|----------------|--------|
| (1) 売上高        | 497百万円 |
| (2) 仕入高        | 552    |
| (3) 販売費及び一般管理費 | 19     |
| (4) 営業取引以外の取引高 | 33     |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 303,133株    | 25株        | －株         | 303,158株   |

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

|              |       |
|--------------|-------|
| 繰延税金資産       |       |
| たな卸資産        | 8     |
| 賞与引当金        | 122   |
| 未払事業税        | 37    |
| 役員退職慰労引当金    | 171   |
| 退職給付引当金      | 525   |
| 関係会社株式評価損    | 240   |
| 関係会社出資金評価損   | 98    |
| 投資有価証券評価損    | 5     |
| 関係会社事業損失引当金  | 123   |
| 減損損失         | 39    |
| 未払費用及び未払金    | 23    |
| 資産除去債務       | 16    |
| その他          | 6     |
| 繰延税金資産小計     | 1,417 |
| 評価性引当額       | △677  |
| 繰延税金資産合計     | 740   |
| 繰延税金負債       |       |
| その他有価証券評価差額金 | △14   |
| 買換資産圧縮積立金    | △1    |
| 繰延税金負債合計     | △15   |
| 繰延税金資産の純額    | 724   |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称                      | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容                  | 取引金額      | 科目            | 期末残高 |
|-----|-----------------------------|--------------------|----------------|------------------------|-----------|---------------|------|
| 子会社 | キンパレー株式会社                   | 所有<br>直接 100%      | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(注1) | 30<br>4   | 関係会社<br>短期貸付金 | 190  |
| 子会社 | 株式会社<br>B L O O M           | 所有<br>直接 100%      | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(注1) | 510<br>12 | 関係会社<br>短期貸付金 | 750  |
|     |                             |                    |                | 仕入代金等<br>の立替払い<br>(注2) | —         | 未収入金          | 308  |
| 子会社 | サイゴン<br>ペーパ<br>ー<br>L T D . | 所有<br>直接 100%      | 原材料の仕入         | 生産委託に<br>係る前渡し<br>(注3) | 184       | 前渡金           | 755  |

- (注) 1. キンパレー株式会社及び株式会社B L O O Mに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 外部の取引業者への立替払いであり、株式会社B L O O Mと当社の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しています。
3. 当社の原材料（未加工養殖真珠）の生産委託に係る資金の前渡しであります。なお、原材料の仕入価格については、市場価格を勘案して決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,117円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △14円62銭   |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

A s - m e エ ス テ ー ル 株 式 会 社  
取締役会 御中

爽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 登 三 樹 夫 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 熊 谷 輝 美 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、A s - m e エ ス テ ー ル 株 式 会 社 の 平 成 2 8 年 4 月 1 日 から 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A s - m e エ ス テ ー ル 株 式 会 社 及 び 連 結 子 会 社 から なる 企 業 集 団 の 当 該 連 結 計 算 書 類 に 係 る 期 間 の 財 産 及 び 損 益 の 状 況 を す べ て の 重 要 な 点 におい て 適 正 に 表 示 し て い る も の と 認 め る。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

A s - m e エ ス テ ー ル 株 式 会 社

取締役会 御中

爽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 登 三 樹 夫 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 熊 谷 輝 美 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A s - m e エ ス テ ー ル 株 式 会 社 の 平 成 2 8 年 4 月 1 日 から 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 ま で の 第 5 9 期 事 業 年 度 の 計 算 書 類 、 す な わ ち 、 貸 借 対 照 表 、 損 益 計 算 書 、 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 及 び 個 別 注 記 表 並 び に そ の 附 属 明 細 書 に つ い て 監 査 を 行 っ た 。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人爽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人爽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

A s -meエステール株式会社 監査役会

常勤監査役 高 塚 明 ⑩

社外監査役 鈴 木 惟 雄 ⑩

社外監査役 二 宮 哲 男 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、業績または成果に裏付けられた成果の配分を基本としながら、今後の事業展開を勘案し、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定した配当の維持を心掛けております。

当期の期末配当につきましては、普通配当を24円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金24円。また、この場合の配当総額は267,745,560円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月30日といたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するために、第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第29条（剰余金の配当等の決定機関）及び第30条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第29条を削除するものであります。
- また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款         | 変 更 案                                                                               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則          | 第1章 総則                                                                              |
| (目的)            | (目的)                                                                                |
| 第2条 (条文省略)      | 第2条 (現行どおり)                                                                         |
| 11 レストラン・喫茶店の経営 | 11 レストラン・喫茶店の経営及び食品の輸入並びに販売                                                         |
| 第5章 監査役及び監査役会   | 第5章 監査役及び監査役会                                                                       |
| (選任)            | (選任)                                                                                |
| 第23条 (条文省略)     | 第23条 (現行どおり)                                                                        |
| (新設)            | 2 <u>当社は会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> |
| (新設)            | 3 <u>前項に定める補欠監査役の選任決議は、第1項の規定を準用する。</u>                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)<br/>第24条 (条文省略)<br/>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>(剰余金の配当)</u><br/>第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>4 <u>第2項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)<br/>第24条 (現行どおり)<br/>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。<br/><u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算<br/>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br/>第29条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> |

| 現 行 定 款                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第30条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> |



### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | まるやま はやし 朝<br>丸 山 朝<br>(昭和9年9月13日)    | 昭和34年3月 当社設立、代表取締役社長<br>昭和47年9月 ツルカメ商事株式会社(現当社)代表取締役会長<br>平成17年9月 谷口ジュエル株式会社代表取締役社長(現任)<br>平成21年10月 当社代表取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>谷口ジュエル株式会社代表取締役社長                                                                                                                                                                                                                                             | 2,661,900株 |
| 2     | まるやま まさし 史<br>丸 山 雅 史<br>(昭和44年5月14日) | 平成5年4月 当社入社<br>平成6年6月 当社取締役社長付<br>平成8年4月 キンバレー株式会社代表取締役社長<br>平成13年2月 エステールベトナムCO.,LTD.社長<br>平成13年7月 サイゴンパールLTD.社長<br>平成16年3月 エステールホンコンLTD.代表取締役<br>平成18年10月 サイゴンオプティカルCO.,LTD.社長<br>平成19年6月 当社専務取締役<br>平成20年4月 当社代表取締役副社長生産・営業担当<br>平成21年6月 当社取締役<br>あずみ株式会社(現当社)代表取締役社長<br>平成21年10月 当社代表取締役社長(現任)<br>平成24年8月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション<br>社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社外取締役 | 316,000株   |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )               | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | ひらの かつ よし<br>平野和良<br>(昭和47年6月6日) | 平成7年8月 宇田川清税理士事務所入所<br>平成8年6月 株式会社ジュエリーデン (現ハピネス・アンド・デイ) 入社<br>平成14年9月 同社取締役<br>平成21年4月 株式会社ベリテ入社 執行役員マーケティング本部長兼販売促進部長<br>平成22年4月 同社代表取締役社長CEO<br>平成26年12月 当社入社 執行役員社長付<br>平成27年5月 株式会社B L O O M代表取締役社長 (現任)<br>平成27年6月 当社専務取締役 (現任)<br>平成29年2月 サイゴンオプティカルCO.,LTD.社長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社B L O O M代表取締役社長<br>サイゴンオプティカルCO.,LTD社長 | 0株             |
| 4         | さの し ろう<br>佐野司郎<br>(昭和33年4月21日)  | 昭和56年3月 ツルカメ商事株式会社 (現当社) 入社<br>平成12年6月 同社取締役運営本部長<br>平成15年2月 同社取締役営業本部長兼商品本部長<br>平成18年12月 同社取締役店舗開発本部長<br>平成19年6月 同社取締役営業本部長兼店舗開発本部長<br>平成21年6月 同社常務取締役<br>平成21年10月 当社常務取締役営業本部長<br>平成25年6月 当社常務取締役社長室長<br>平成25年11月 株式会社B L O O M代表取締役社長<br>平成27年6月 当社取締役社長室長 (現任)                                                                      | 25,000株        |
| 5         | もり もと たか<br>森元隆<br>(昭和37年7月30日)  | 昭和60年3月 株式会社日本交通公社 (現株式会社ジェイティービー) 入社<br>平成3年6月 海外物産株式会社入社<br>平成12年3月 当社入社<br>平成17年4月 当社生産部次長 (真珠担当) 兼エステール真珠養殖株式会社 (現当社) 部長<br>平成19年6月 あずみ株式会社 (現当社) 取締役経営企画本部長<br>平成21年10月 当社取締役経営企画本部長 (現任)                                                                                                                                          | 9,950株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )       | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る 当 社<br>株 式 の 数 |
|-----------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 6         | 小 野 たかし<br>(昭和34年11月26日) | 昭和57年3月 ツルカメ商事株式会社(現当社)入社<br>平成16年10月 あずみ株式会社(現当社)執行役員東日本店舗<br>運営部長兼東日本商品営業部長<br>平成21年6月 同社上席執行役員営業本部東日本統括<br>平成21年10月 当社上席執行役員営業本部東日本統括<br>平成23年10月 当社上席執行役員営業本部副本部長<br>平成24年6月 当社取締役営業本部副本部長<br>平成25年6月 当社取締役営業本部長(現任)                                                        | 8,750株                 |
| 7         | 青 井 ひさかず<br>(昭和38年2月28日) | 昭和60年3月 株式会社ツルカメコーポレーション(現当社)<br>入社<br>平成19年5月 あずみ株式会社(現当社)執行役員西日本第一<br>店舗運営部長<br>平成21年10月 当社執行役員営業本部エリア統括マネージャー<br>平成23年10月 エステールベトナムCO.,LTD.社長(現任)<br>平成24年6月 当社取締役商品本部長(現任)<br>平成26年4月 エステールカンボジアCO.,LTD.社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>エステールベトナムCO.,LTD.社長<br>エステールカンボジアCO.,LTD.社長 | 0株                     |
| 8         | 羽 生 たつお<br>(昭和31年12月31日) | 昭和54年4月 商工組合中央金庫入庫<br>平成14年3月 同庫 松江支店長<br>平成16年3月 同庫 横浜支店長<br>平成18年3月 同庫 大森支店長<br>平成20年7月 同庫 審査第三部長<br>平成22年9月 当社出向 財務部長<br>平成24年1月 当社入社 財務部長<br>平成24年7月 当社執行役員財務部長<br>平成25年6月 当社取締役管理本部長(現任)                                                                                   | 0株                     |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )              | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る 当 社<br>株 式 の 数 |
|-----------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 9         | さいとうりえい<br>齋藤理英<br>(昭和40年8月12日) | 平成11年4月 弁護士登録、東京弁護士会所属<br>平成15年4月 東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員<br>(現任)<br>平成18年4月 東京弁護士会常議員、日本弁護士連合会代議員<br>平成19年6月 あずみ株式会社(現当社)取締役<br>平成21年10月 齋藤綜合法律事務所代表(現任)<br>当社取締役(現任)<br>平成27年8月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>齋藤綜合法律事務所代表 弁護士<br>株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社外取締役 | 0株                     |
| 10        | しらかわあつ典<br>白川篤典<br>(昭和42年7月29日) | 平成2年4月 国際証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社<br>平成9年5月 日本アジア投資株式会社入社<br>平成15年3月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション入社<br>平成15年8月 同社取締役経営企画室長<br>平成18年8月 同社常務取締役経営企画室長<br>平成22年8月 同社代表取締役社長(現任)<br>平成24年6月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション代表取締役社長                              | 1,000株                 |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齋藤理英及び白川篤典の2氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は齋藤理英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 齋藤理英及び白川篤典の2氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。  
齋藤理英氏は弁護士として豊富な経験を有されており、その高い専門性と幅広い見識を活かし、客観的な視点から、特に、企業経営の健全性の確保、コンプライアンスの推進に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外役員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。  
白川篤典氏は、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの経営に長年携われ、その経験と見識を活かし、特に企業の進むべき方向性に関して、客観的な視点から助言いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 齋藤理英及び白川篤典の2氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって齋藤理英氏は7年8カ月となり、白川篤典氏は5年となります。
5. 齋藤理英及び白川篤典の2氏と当社の間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。両氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち、鈴木惟雄氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴及び当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                 | 所有する当社<br>の株式数 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 鈴木惟雄<br>(昭和22年3月16日) | 昭和46年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成11年10月 伊藤忠メタルズ株式会社入社<br>平成14年6月 同社取締役企画管理部長<br>平成16年6月 同社常勤監査役<br>平成20年6月 あずみ株式会社(現当社)常勤監査役<br>平成21年10月 当社監査役(現任) | 0株             |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は社外監査役候補者であります。
3. 鈴木惟雄氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。  
鈴木惟雄氏は、伊藤忠商事株式会社に長年勤務された後、伊藤忠メタルズ株式会社取締役、同社常勤監査役、あずみ株式会社常勤監査役を歴任されるなど豊富なビジネス経験を有されており、これらの経験を通じて培われた幅広い見識及び高い専門性を活かし、客観的な視点から、当社のコーポレートガバナンスの水準の維持と向上に貢献していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 鈴木惟雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって7年8カ月となります。
5. 鈴木惟雄氏と当社の間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。鈴木惟雄氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。

**第5号議案 補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 須原伸太郎<br>(昭和45年9月29日) | 平成5年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>平成8年5月 須原公認会計士事務所開設<br>平成9年4月 株式会社マッキンゼーエリクソン入社<br>平成11年10月 株式会社エスネットワークス創業 代表取締役副社長<br>平成18年2月 税理士法人エスネットワークス代表社員（現任）<br>平成20年4月 株式会社エスネットワークス代表取締役社長（現任）<br>平成22年12月 株式会社U-NEXT社外監査役（現任）<br>平成28年3月 ラオックス株式会社社外取締役（現任）<br>平成28年8月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション<br>社外監査役（現任） | 0株             |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 須原伸太郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 須原伸太郎氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識、経営コンサルタントとしての幅広い見識及び会社経営者としての豊富な経験を活かした有効な助言がいただけると判断したためであります。
4. 当社は、須原伸太郎氏が当社の社外監査役に就任された場合に同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木 コンファレンスセンター



### 交通ご案内

- 南北線「六本木一丁目駅」直結
- 日比谷線・大江戸線「六本木駅」より徒歩5分
- 銀座線・南北線「溜池山王駅」より徒歩8分
- 日比谷線「神谷町駅」より徒歩10分